

知的財産戦略における権利化と秘匿化の選択

Intellectual Property Strategies for Choosing between Acquisition of Patent Rights and Protection of Trade Secrets

西川 喜裕*
Yoshihiro NISHIKAWA

抄録 本稿では、企業が知的財産戦略を構築する参考となるよう特許権の取得と営業秘密による保護の使い分けについて検討した。基本的には、最終製品のリバースエンジニアリングによって特許権の侵害が発見できる場合には特許権による保護が適しており、最終製品を分析しても侵害を発見できない場合には営業秘密として保護する方が適していることが多いと考えられる。

1. はじめに

昨今、経済のグローバル化が進展し、国際的な企業間競争が激化している中、競争を勝ち抜くためには、事業戦略と技術力の双方が重要となる。

日本企業は研究開発費を投じ、その技術力を向上させ、発明等の研究成果を日々生み出しており、特許権の取得件数の多さなどをみてもわかるとおり、高い技術力を有しているといえる。しかし、「技術で勝って、ビジネスで負ける」という言葉をよく耳にするところ、分野によっては生み出した研究成果を事業に有効に活用し、その技術力の高さに見合った収益を得ることができていない可能性がある。投資額に比して適切な収益を得られなければ、さらなる研究開発を行う資金を得られず、イノベーションサイクルがうまく回らなくなり、結果的に競争に負けてしまうおそれもある。

本稿では、「技術で勝って、事業に勝てる」事業戦略を構築する参考になるよう、オープン&クローズ戦略の基本となる権利化（特許権による保護）と秘匿化（営業秘密による保護）の使い分け

について検討する¹。

2. 権利化と秘匿化の選択基準

企業の知的財産を保護する制度としては、特許権、商標権、意匠権、著作権、不正競争防止法による周知表示、著名表示、形態模倣、営業秘密の保護などさまざまな制度が存在する。本稿では、この中でも、技術に関する研究成果を保護する際に重要となる特許権（特許法）と営業秘密（不正競争防止法）の使い分けについて検討する。

発明の保護としては特許化し、独占権を取得することが重要といわれるが、技術内容や事業戦略によっては、特許権の取得を目指すのではなく、技術を秘匿し、ブラックボックス化することによって営業秘密として保護する方が事業戦略上有利となる場合も存在する。このような権利化と秘匿

* 経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 課長補佐
Deputy Director, Intellectual Property Policy Office,
Economic and Industrial Policy Bureau, Ministry of
Economy, Trade and Industry

化の使い分けは、オープン&クローズ戦略を検討する第一歩であり、一つの重要な要素といえる。

オープン&クローズ戦略とは、自社の知的財産のうち、どの部分を秘匿化または権利化し、どの部分を他社に公開またはライセンスするかを、自社利益拡大のために検討・選択することをいう²。オープン化とクローズ化の定義は様々であるが、自分の技術を独占することをクローズ化、それ以外をオープン化と整理する。クローズ化の例としては、営業秘密としての秘匿、特許権を取得して自社による権利の独占実施などが典型で、オープン化の例としては、標準化、ライセンスの提供、単なる公開等が挙げられる。

権利化（特許）と秘匿化（営業秘密）をどのように選択するかは、事業戦略、ビジネスを実際に行う国の範囲や法制度によっても異なるため一概にはいえないが、本稿では、リバースエンジニアリング³等による侵害発見の可否と公開による模倣リスクという観点から戦略的に権利化（特許）と秘匿化（営業秘密）を選択することを検討する。

3. 特許権化すべき発明の基本的考え方

特許権とするか、営業秘密として秘匿化するかを選択は、侵害発見の可否、ひいては権利行使の現実的可能性を考慮して判断するべきである。

特許制度は公開（特許法第 64 条、同法第 66 条第 3 項）の代償として 20 年間の独占権が付与されるもので（同法第 67 条）、当該特許を第三者が無許諾に実施した場合には、侵害となり、特許権者は侵害の強制的な除去を求めることが可能になる。

侵害の強制的な除去が可能といっても、侵害があった場合に権利者に差止請求権（同法第 100 条）や損害賠償請求権（民法第 709 条）が認められるなど、侵害に対して権利者自らが権利行使することを前提とした制度の設計となっており、この権

利行使ができない場合には救済が得られないことになる（特許法第 196 条には特許権侵害罪の刑事罰が定められているので、理論的には刑事事件が先行し、強制捜査により証拠が収集され、事件が解決される可能性もある。）。

もちろん、特許権を取得することによって、他社が特許調査等により特許権の存在を把握し、当該特許を回避して技術開発を行った結果、権利行使をしなくとも結果的に独占状態が保たれるということはある。しかしながら、電機など分野によっては「特許の藪」と評価されるように関連特許の数が膨大となりすぎ、他社特許の権利関係調査をすることが費用対効果を考えると現実的でなく、そもそも特許の存在に気付かれないということも十分に考えられるところである。また、特許化されている技術の内容を実施したとしても、侵害の事実が外部から判明しない技術の場合（例えば、生産方法に関する技術）には、侵害の事実が権利者に発見される可能性は低く、模倣のリスクは高い。

日本国内の競合他社であれば知的財産権を尊重し、判明している特許権についてはライセンスを受ける、または、特許権を回避できるように技術開発を行うということを期待できることもある。しかし、特許の公開は日本国内に限定されているわけではなく、独立行政法人工業所有権情報・研修館の提供する特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）サービスによって全世界から閲覧可能となる場所、海外の競合企業や海外市場では、その国での対応特許権（パテントファミリーに属する特許権）が未取得であれば合法的に日本において特許権を取得している技術を使用できる。また、仮にその国で対応特許権を取得していたとしても、ライセンスを受けることなく、権利を無視して当該特許権に抵触する技術を使うことも考えられる。

このように特許権を取得したからといって、直ちに独占状態が確保されるわけではなく、特許権の公開制度により模倣や侵害されるリスクは常に存在していることを考えなければならない。独占状態を保ち、特許権から適切な収益を得るためには、侵害に対する権利行使が必要となる。

以上を踏まえると、特許権として保護すべき発明は、原則として、侵害された場合に権利行使（侵害の発見）が可能な発明とするべきである。換言すれば、リバースエンジニアリングなどで市場に出回っている製品そのものを分析することによって、侵害疑義物品を発見できないなど、特許権が侵害されても侵害を発見できない場合には、特許権による保護には適さない場合が多い（侵害発見がおよそ困難な発明であれば、侵害者からすると、侵害しても発見されないわけであるから、模倣や侵害を助長しやすく、侵害リスクも高い。）。

また、権利を実現する手段は多種多様であるが、最終的には、裁判において侵害の事実を原告である権利者が証拠に基づいて立証しなければならないことにも留意が必要であり、疑わしい製品を発見できるかということに加え、侵害の事実を裁判の場で立証できるかという観点でも検討が必要である。

以上より、特許化して保護すべき発明は、原則として、特許化した場合に当該特許の侵害疑義物品を発見できるものに限定するべきで、理想的には、訴訟になった際に侵害を立証できるものに限定するべきである。

なお、営業秘密により保護した場合も侵害発見の困難性は特許権と同様であるが、営業秘密は特許と異なり、技術内容が公開されることはないのので、秘匿化できている限り模倣のリスクはなく、侵害疑義物品を発見できないのであれば営業秘密として保護する方が侵害のリスクは低いといえる。

4. 特許権に適した発明の分類例

権利行使の可否という観点から分類ごとに特許出願すべき技術を検討する際には、次の整理が参考になる。

機械、電機の「物の発明」（特許法第2条第3項第1号）、機械、電機の「方法の発明」（同条第3項第2号）などは特許権に適しているが、薬、化学の「物の発明」や機械、電機の「物を生産する方法の発明」（同条第3項第3号）はリバースエンジニアリングにより侵害の事実がわかる範囲内であれば特許出願すべきで、薬、化学での「物を生産する方法の発明」については営業秘密による保護に適する場合が多いという整理である⁴。

特許請求の範囲（クレーム）や模倣の難易等も考慮し、個別の技術ごとに判断する必要はあるが、「物の発明」や一部の「方法の発明」の場合、製品そのものを分析することによって特許権侵害の疑いのある製品を発見できる場合が多いといえる。なお、これらの発明であっても、権利者が市場から製品を取得することが困難となるもの（例えば、個別発注に基づく製造設備など）は、そもそも製品を取得することができず、侵害疑義物品を発見できない可能性があるため、そのような製品に関する特許権を取得するには注意が必要である。

また、上記の機械や電気分野以外の単純「方法の発明」（例えば、検査方法）や物を生産する方法の発明については、侵害の発見が困難となり、特許権による保護に適さない場合が多い。検査自体や物の生産は、多くの場合、侵害者の支配領域内（例えば、工場内部）で行われることが多く、製造された製品そのものや外部から判明する事情だけでは侵害の事実を補足することができず、権利行使ができない可能性があるからである。

なお、新規物質についての物を生産する方法の発明については、新規物質と同一の物について一

定の要件のもと侵害が推定されるため（特許法第104条）、他の「物を生産する方法の発明」に比較すると侵害立証は容易で、かつ、新規物質であることから、侵害疑義物品の発見が可能な場合が多く、特許権による保護に適している（そもそも新規な「物の発明」については、「物を生産する方法の発明」としての発明ではなく、物質そのもので「物の発明」として特許化することが多く、この推定規定は実務的にはあまり使用されていない⁵）。

5. アメリカのディスカバリー

侵害発見の可否により判断するとしても、他の国の法制を考慮し、日本以外でも対応する特許権を取得する場合には、別の考え方もあり得る。代表的なものは、アメリカのディスカバリー制度である。

ディスカバリー制度のように強制的かつ包括的に相手方の資料を提出させる制度がある国では、通常侵害の立証が困難といわれている検査方法や物を生産する方法の発明であっても、ディスカバリーが開始されれば相手方が保有する証拠を強制的かつ包括的に取得することが可能となるので、立証の困難性を解消できる可能性がある。そのため、疑わしい製品を発見することができるのであれば、裁判における立証の困難性を理由として特許権ではなく、営業秘密としての保護を選択する必要はなくなる。

例えば、日本だけでなく、アメリカに対応特許を出願し、アメリカの裁判所に訴訟提起して権利行使するという前提であれば、検査方法等の「方法の発明」や「物を生産する方法の発明」であっても特許化するという選択肢はありうる。

6. クロスライセンス

クロスライセンスにより事業戦略を構築する材

料として特許権を使う場合にも別の考え方があり得、侵害発見が困難なため営業秘密としての保護に適するものでも特許権を取得することは考えられる。クロスライセンスの場合、ライセンス料を決定する際に特許権の量や質が問題となるため、特許の数は多い方がよく、クロスライセンス契約の対象となる特許の数を多くすることも重要となるからである。また、クロスライセンス契約を前提とするので、クロスライセンスの相手方との関係では権利行使が必要な場面は少ないともいえる。契約の中で立入り検査を可能とする監査条項を盛り込むことも有効である（クロスライセンス契約を締結していない第三者との関係では権利行使が必要となる場面も考えられることに留意しなければならない）。

もっとも、契約内容と事業の関係によっては、クロスライセンスによる戦略は特許権を無効化するのと同様の効果を有することがあり、この場合、クロスライセンスの対象とした特許権はもはやクロスライセンスの相手方との関係においては競争力を持ち得ない場合が多いことにも注意が必要である。

7. 特許出願の費用

特許権を取得する場合、出願日から1年6ヶ月が経過すると一律に特許出願の内容が公開される（特許法第64条）。このように公開され、20年間の保護期間満了後はパブリックドメインとして万人が使用できるようになるからこそ特許権を取得すればそのクレームの範囲で排他性のある強力な独占権を取得できるのである。

特許出願後は、出願公開により特許の内容は日本だけでなく、世界中で公開となるため、日本以外の諸外国でも模倣を防ぐためには、少なくともビジネスを行う予定がある国には対応する特許出

願をしておくことが望ましい（日本の特許権を取得していたとしても、特許を取得していない国では、当該特許の内容を実施しても侵害とならないからである。）。

ここで考慮しなければならないのが、出願や権利を保持するのにも費用が必要であり、権利の取得が望ましい全ての国で保有する発明の全てについて特許権を取得することはコスト面で困難な場合も多いことである。

中小企業などで、コスト面が厳しく、例えば1カ国でしか出願する費用しか捻出できない場合には、営業秘密として保護するというのも選択肢として考えられる。もっとも、秘匿できる技術（例えば、リバースエンジニアリング等により技術内容が判明しない技術など）であることが前提である。

8. 小括(特許権による保護)

以上より、侵害を発見し、権利行使が可能なもの、例えば、侵害が疑われる製品そのものから特許権侵害の有無が判断できる技術などが特許制度による保護に適しているといえる。

これに対して、侵害の発見や侵害立証が困難なもの（入手困難な製品や物を生産する方法に関する発明）については、特許として出願してしまうと、侵害の発見が困難な場合が多く、侵害がばれにくいということもあって侵害を助長しやすい。このような発明については、特許としての保護よりも、秘匿化して営業秘密として保護する方が適しているといえる場合が多い。

9. 営業秘密による保護

特許制度による保護に適さない発明や必ずしも特許要件を満たさないノウハウなどは営業秘密として保護する方がより適切と考えられる。秘匿化

し、営業秘密として保護した場合には、技術内容が公開されることはないので、模倣リスクが低いからである。

営業秘密として保護することのメリットは、特許と異なり公開されることはなく、営業秘密としている部分については自社の事業戦略の方向性が必ずしも他社に明らかにならないことがあげられる⁶。

また、特許制度のように保護期間が20年に限定され、期間経過後はパブリックドメインになるのとは異なり、営業秘密は、その3要件である、①秘密管理性、②有用性、③非公知性（不正競争防止法第2条第6項）を満たし、営業秘密とした情報が陳腐化しない限り、保護期間の制限なく保護される。

もっとも、営業秘密は秘匿化できることが前提であり、リバースエンジニアリングにより技術内容が第三者に判明してしまうような発明は営業秘密として保護することはできず、そのような発明については特許権を取得すべきである。なお、リバースエンジニアリングによって技術内容が判明してしまうといっても、特殊な技術をもって相当な期間が必要となり、誰でも容易に当該技術を知ることができない場合には、製品を市販したことをもって公知となり、営業秘密の要件である非公知性（同法第2条第6項）を満たさないということはないが、誰でもごく簡単に製品を解析することによって営業秘密を取得できるような場合には、営業秘密が使われた製品を市販したことによって営業秘密自体を公開したことに等しく、非公知性を失ったと考えられる。

また、特殊な技術を用いてリバースエンジニアリングができることをもって営業秘密の要件である非公知性は否定されないが、リバースエンジニアリングは、自ら解析等を行うことによって情報

を取得する行為であるため、「窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段」にはあらず、営業秘密侵害とはならない。

このように、営業秘密は秘匿化できることが前提であり、リバースエンジニアリングにより技術内容が第三者に判明してしまうような発明は営業秘密として保護することはできない。

10. 営業秘密侵害の立証

営業秘密侵害訴訟において、当該情報が営業秘密の3要件（①秘密管理性、②有用性、③非公知性）を充足すること、被告が営業秘密を取得していること、その営業秘密を不正使用し、製品を作っていることは、原告が立証しなければならず、この立証が難しいとの声もある⁷。なお、特許権においても侵害立証の困難の問題はあるが、特許権は侵害の発見と侵害の立証が可能なものについて取得するというのであれば、営業秘密として保護すべき場合に比べて特許権侵害の立証は容易といえる。

「物を生産する方法の発明」等の外部から侵害発見が困難なものについては、外部からは判明しないのであるから侵害立証の困難性は高い。このような技術の特許権として保護しようとしても、侵害の事実は外部からわからないので、そもそも侵害の疑いを発見することすら困難となる。

これに対して、秘匿化して営業秘密として保護した場合には、技術内容が公開されることはなく、営業秘密が不正に使用される場合には、営業秘密の不正取得（不正競争防止法第2条第1項第4号）または不正開示（同条第1項第7号）等の情報へのアクセスが介在することになるので、情報の取得の段階で証拠が残る可能性があり、情報を取得した証拠（例えば、不正アクセスやダウンロードのログ）を補足することにより、侵害発見が可能

となる。

このように、対策次第では営業秘密侵害の疑いを発見することは可能であるが、営業秘密の取得の事実を立証できたとしても、営業秘密を不正使用していることの立証の困難性は残る。不正使用の証拠のほとんどが相手方のテリトリー内に存在し、被害者である営業秘密の保有者が自ら取得することが困難となるからである。

民事事件においてこれらの証拠を得るためには、証拠保全制度（民事訴訟法第234条）を活用し、不正取得者や不正開示者の居宅などの関係各所に存在する証拠を裁判所の手続きで保全することが一つ的手段として考えられる。また、刑事事件であれば、強制力をもった警察による捜索差押えにより証拠を収集することもできる。

このような手続を活用して証拠を集めるためには、証拠保全の決定が得られるように、また、警察が強制捜査をするための令状を取得できるように、例えば、漏えい者の不正ダウンロードを示すログなどを証拠として提出することが有効と考えられ、ログ等の証拠を残しておくことが重要となる。

なお、不正取得等の一定の事実を営業秘密の保有者が立証すれば、疑義侵害者の側で使用していないことを立証しなければならないとする立証責任を転換する法改正が政府において検討されている（本稿「14. 営業秘密保護法制の強化」⑦において後述する。）。

11. 早期発見と証拠確保の重要性

侵害物品が流通して初めて気がついたとなると、営業秘密の侵害から既に数年が経過し、証拠が散逸している可能性があるため、もはや侵害の立証が困難で、適切な法的救済を受けられないということも考えられる。望ましくは、ログ管理、メー

ルの添付ファイルの確認、アラート機能などにより侵害を早期に発見することが理想である。早期発見であれば営業秘密が従業員の手もとにとどまっている段階で捕捉できる可能性があり、損害を最小限におさえることも可能になる。また、何よりも早期の段階であれば証拠を確保することが容易になるからである。

早期発見が困難であったとしても、侵害が疑われる事情が顕在化した場合に、せめて事実確認を行うことができるように、パソコンの使用ログやコピー等の複写機の使用履歴などを保管しておくことも望まれる（保管容量との関係があるとしても、保管するログの対象を限定し、保管期間を限定するなど工夫をして保管しておくべきである。）。

12. ログ管理による抑止力

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施したアンケート調査⁸によると、従業員が考える内部不正を思い留まる対策の1位は「社内システム操作の証拠が残る」であるが、同様の質問を経営者・管理者に実施したところ、同項目は21項目中19位という結果であった。

従業員に対するアンケート結果からすると、前述のログ管理等は侵害を思い留まらせる手法としても有効であるといえる。経営者、管理者はこれまであまり社内システムの操作の証拠が残るような措置を重視してこなかったのかもしれないが、侵害発生後の証拠を確保するための方策が、侵害の予防にもなるのであり、積極的に取り組んでいくべきである。

13. 小括（営業秘密による保護）

内部不正への気持ちが低下する対策としては、不正の証拠が残り、これまでに不正が処罰された実績があることというのが上位になっている⁹。こ

のことは内部不正にとどまらず、営業秘密を不正に取得することを狙う産業スパイにとっても同様であり、不正取得の証拠が残り、また、不正取得に対して刑事・民事措置により制裁を受けることが抑止力につながると考えられる。

営業秘密として保護するために事前の防止策を講じることはもちろん重要であるが、仮に漏えいしてしまった場合には、その漏えいを探知できる措置を構築し、毅然とした対応をしなければならない。実際に責任追及される可能性が高い結果として、侵害者に対する抑止力にもつながるのである。

14. 営業秘密保護法制の強化

政府においては、より実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済が実現できる民事規定を実現できるように、法制度の見直しが検討されている。具体的には、日本再興戦略改訂 2014¹⁰、知的財産推進計画 2014¹¹を受けて、産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会において、以下の点について検討が行われた¹²。

(1) 営業秘密管理指針の改訂等

営業秘密管理指針は、企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるように経済産業省が策定したものである。その主たる内容は、不正競争防止法上の営業秘密としての保護を受けるための要件である「秘密管理性」、「有用性」、「公知性」（同法第2条第6項）の解説であるが、改訂前の指針は、営業秘密に関する法解釈のみならず、情報管理に関するベストプラクティスや普及啓発事項をも含んでいた。小委員会では、「一部の裁判例において秘密管理性の認定が厳しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべき

との指摘があること」¹³を踏まえ、法的に営業秘密として認められるための管理方法について、事業者にとって分かりやすい記載とするべく、営業秘密管理指針は不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして全部改訂し、漏えい防止ないし漏えい時に推奨される包括的対策（ベストプラクティス等）は、別途策定する「営業秘密保護マニュアル」（仮称）によって対応することとした。

(2) 中小企業等に対するワンストップ支援

中小企業等を対象に、権利化・秘匿化・オープン&クローズ戦略を含めた知的財産の保護・活用に関する支援体制を構築するべく、既に特許や意匠など知的財産権の出願手続に関する相談を行っている独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、中小企業等がワンストップで企業OB、弁護士、弁理士等に相談できる体制を構築することとされた（平成27年2月開設）。

(3) 制度面の抑止力向上

より実効的な制度の構築という観点から、法制度の改正も検討されている。主な項目の概要は以下の通りである。

① 国外犯処罰の範囲の拡充（刑事）

営業秘密侵害罪は国外犯処罰の対象とされているが（不正競争防止法第21条第4項）、国外における「不正取得・領得」行為は同規定の対象外とされているところ、「不正取得・領得」を処罰の対象とする。

② 未遂罪の導入（刑事）

これまで営業秘密侵害罪の未遂犯は処罰対象と

されていなかったが、サイバー攻撃など侵害手法の高度化に対応すべく、営業秘密の取得及び使用・開示行為について、その未遂行為を処罰の対象とする方向で検討する。

③ 転得者処罰の拡充（刑事）

現行法は、営業秘密の不正取得者（一次取得者）とその者から営業秘密を取得した二次取得者の侵害行為が処罰の対象とされており、三次取得者以降の行為が処罰の対象外とされていることから、三次取得者以降も処罰対象とする方向で検討する。

④ 営業秘密侵害物品の譲渡・輸出入等の処罰（刑事・民事）

現行法では営業秘密を不正に使用して生産された物品の流通は規制の対象外とされているが、営業秘密侵害品であることを知って、それを譲渡・輸出入する行為を処罰対象とする。

⑤ 罰金刑の引き上げ等（刑事）

現行の罰金額を引き上げるとともに、海外で営業秘密を不正に使用した場合などは、より重く処罰する「海外重課」を導入する方向で検討を行う。また、営業秘密侵害の「やり得」を許さないために、侵害によって得た犯罪収益を個人及びその所属する法人の双方から没収することを可能とする規定を置く。

⑥ 非親告罪化（刑事）

営業秘密侵害罪は親告罪であるが、これを非親告罪とする。

⑦ 使用の立証負担の軽減（民事）

不正若しくは悪意重過失で一定の営業秘密を取得した者は、当該営業秘密を不正に使用する蓋然

性・経験則が認められることから、立証責任の公平な分担の観点から、一定の要件で、被告による営業秘密の使用を推定し、使用の事実の立証責任を被告に転換する。

⑧除斥期間の延長（民事）

営業秘密を巡る法律関係の早期安定化の観点から、営業秘密の不正使用の差止請求権について、時効3年・除斥期間10年とされているところ、除斥期間を20年に延長する。

15. おわりに

発明の成果を最大限に活用し、発明に対する適切なリターンを得るためには、特許にして独占権を取得するのと秘匿化して営業秘密として保護する部分を戦略的に組み合わせ、知財戦略を構築することが重要となる。

本稿では、侵害発見の可否と特許の公開制度という観点で知的財産戦略を検討してきたが、本稿で検討した要素以外のファクターも存在する。例えば、諸外国の法制度によっては先使用権制度が十分に整備されていない国も存在し、そのような国では営業秘密として秘匿化して管理している間に競合他社に特許権を取得されると、先使用権制度が十分でないがために自社による実施も特許権侵害となってしまうことも考えられる。

また、侵害の発見が困難で営業秘密としての保護に適する生産方法であったとしても、その一部分のみや本当にコアなところは秘匿化したうえで抽象的な限度（例えば、公開された技術内容だけでは製品を製造できない限度）や発明の一部分について特許権も取得しておくという特許出願戦略も考えられるところである。

どのように知的財産戦略を構築するかは、個別具体の技術や事業の内容によって戦略的に判断さ

れるべきであるところ、本稿がその判断の一助になれば幸いである。

注)

- ¹ この論点に関する本稿の検討は、「知的財産戦略と営業秘密」日本知財学会誌第11巻第2号4頁以下（2014年）に記したことがある。
- ² 経済産業省『標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集』（2012）17頁。オープン&クローズ戦略の詳細については、小川紘一『オープン&クローズ戦略—日本企業再興の条件—』6頁以下（翔泳社，2014）が参考となる。
- ³ 「リバースエンジニアリング」とは、一般には製品を解析、評価することによって、その構造、材質、成分、製法等その製品に化体している情報を抽出したり、抽出した情報を使用する行為を意味する（通商産業省知的財産政策室『営業秘密—逐条解説 改正不正競争防止法』151頁（有斐閣，1990））。
- ⁴ 岩永利彦『キャリアアップのための知財実務のセオリー—技術を権利化する戦略と実行—』43頁（レクシスネクシス，2014）
- ⁵ 中山信弘・小泉直樹編『新・注解特許法（下巻）』1776頁〔服部誠〕（青林書院，2011）
- ⁶ 中原裕彦『日本の知財戦略』167頁（一般社団法人金融財政事情研究会，2014）
- ⁷ 一般社団法人日本経済団体連合会提言「海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑止するための対策強化を求める」（2014年2月18日）
- ⁸ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）『組織内部者の不正行為によるインシデント調査—調査報告書—』53頁以下（2012）
- ⁹ IPA・前掲注（8）53頁以下
- ¹⁰ 平成26年6月閣議決定
- ¹¹ 平成26年7月知的財産戦略本部決定
- ¹² 産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会中間とりまとめ（平成27年2月）
- ¹³ 知的財産戦略本部決定・前掲注（11）